

別表（第4条関係）

区 分	対象機械・設備	対象経費	支給金額
除排雪活動	小型除雪機	ガソリン使用料	1 k m 当り 5,000 円
	小型除雪機 (省エネタイプ)	ガソリン使用料	1 k m 当り 2,000 円
	大型除雪機	軽油使用料	1 k m 当り 8,000 円
	タイヤショベル	軽油使用料	1 k m 当り 8,000 円
	トラクター	軽油使用料	1 k m 当り 2,000 円
融雪活動	散水消雪施設に係る井戸の揚水機	電気使用料 (期間 12 月 1 日～ 翌年 3 月 31 日)	1 kwh 当り 20 円 (限度額 50,000 円)
間口等融雪活動	個人所有の井戸の揚水機	電気使用料 (期間 12 月 1 日～ 翌年 3 月 31 日)	1 kwh 当り 47 円 (限度額 50,000 円)
	個人所有の融雪ホース	融雪ホースの延長に要する経費	実費又は 1 m 当り 1,700 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額(限度額 17,000 円)
	個人所有の融雪槽、融雪機	灯油使用料 (期間 12 月 1 日～ 翌年 3 月 31 日)	1 0 当りとし、その金額は別に定める (限度額 100,000 円)
その他	実証活動など、上記区分に該当しないものについては、相互協議により定める。		